

国勢調査年用

離婚届

令和2年4月1日届出

長野県諏訪郡下諏訪町長殿

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日					
第 号	第 号					
送付 令和 年 月 日	長印					
第 号						
世帯調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

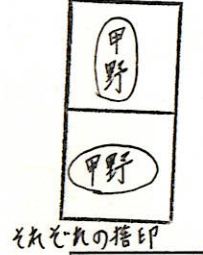
記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
 届書は、1通でさしつかえありません。
 この届書を本籍地でない市区町村役場に提出するときは、戸籍原本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。
 そのほかに必要なもの
 調停離婚のとき⇒調停調書の謄本
 審判離婚のとき⇒審判書の謄本と確定証明書
 和解離婚のとき⇒和解調書の謄本
 認諾離婚のとき⇒認諾調書の謄本
 判決離婚のとき⇒判決書の謄本と確定証明書

署名は必ず本人が自署してください。

(1) 氏名	夫 甲野 太郎	妻 甲野 花子
生年月日	昭和42年 1月 15日	昭和45年 4月 14日
住所	長野県諏訪郡下諏訪町 4613番地 8号	長野県岡谷市幸町 8番地 1号
本籍	長野県諏訪郡下諏訪町 4613番地 8号	長野県岡谷市幸町 8番地 8号
父母の氏名	夫の父 甲野一郎 母 甲野松子	妻の父 乙澤忠治 母 乙澤春子
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚	<input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判
婚姻前の氏に	もどる者の本籍	長野県岡谷市幸町 8番地
同居の期間	平成16年 3月 から 令和元年 12月 まで	
別居する前の住所	長野県諏訪郡下諏訪町 4613番地 8号	
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input checked="" type="checkbox"/> 3. 1にあってはまらない常用労働者世帯及び会社団体の従業員の世帯 (日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあってはまらない常用労働者世帯及び会社団体の従業員の世帯 (日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあってはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
夫妻の職業	夫の職業 02	妻の職業 04
届出人	夫 甲野 太郎	妻 甲野 花子
住所を定めた年月日	夫 年 月 日	妻 年 月 日
連絡先	電話 0266(27)1111	自宅 勤務先 [] 携帯

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	署名 名印	甲野 一郎	乙澤 忠治
生年月日	昭和6年 9月 15日	昭和15年 3月 28日	
住所	長野県諏訪郡下諏訪町 4613番地 8号	長野県岡谷市幸町 8番地 1号	
本籍	長野県諏訪郡下諏訪町 4613番地 8号	長野県岡谷市幸町 8番地 8号	



令和 年 月 日	午前 時 分 受領
夫	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住 <input type="checkbox"/> マ <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無
妻	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
使者	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住 <input type="checkbox"/> マ <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無
確認	通知

□には、あてはまるものに○のようにしるしをつけてください。
 今後離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください。
 (この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)

離婚の際に称していた氏を称する届 (戸籍法77条の2の届)
職業例示表を参照して必ず記入してください
 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
 届け出られた事項は、人口動態調査 (統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管) にも用いられます。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。
 ・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
 面会交流について取決めをしている。 [面会交流: 未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること]
 まだ決めていない。
 ・経済的に自立していない子 (未成年の子に限られません) がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
 養育費の分担について取決めをしている。 [養育費: 経済的に自立していない子 (例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります) の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など]
 まだ決めていない。
 詳しくは、各市町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。
 法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html) にも掲載されています。

婚姻中の氏で署名 消せるボールペンは使用しないでください。

※修正液は使用しないで下さい
 ※シャチハタも使用しないで下さい
 ※押印は鮮明に